

令和元年度坂東市総合教育会議 議事録

- 1 招集日時 令和元年10月18日(金)  
午後1時30分～午後2時25分
- 2 招集場所 坂東市役所3階大会議室
- 3 出席委員 坂東市長 木村敏文  
教育長 倉持利之  
教育長職務代理者 田中芳文  
教育委員 井口理恵  
山口直通  
和田孝行
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局出席者 教育部長 松崎和人  
学校教育課長 逆井克広  
指導課長 渡辺信之  
生涯学習課長 小林修二  
国体・五輪スポーツ振興課長 滝本勝利  
図書館・資料館長 中田文子  
市民音楽ホール館長 遠藤尚  
学校教育課課長補佐兼係長 寺崎和子
- 6 市長部局出席者 企画部長 金久保吉之  
保健福祉部長 吉岡浩之  
市長公室長 青木栄  
政策調査課長 真中明美  
企画課長 菊池和則  
社会福祉課長 中村一夫  
こども発達センター主幹 中込亜弓  
こども課長 木村紀子  
こども課課長補佐兼係長 古矢登志樹  
健康づくり推進課長 渡辺幸子  
健康づくり推進課技幹 塙麻美

## 7 会議案件

### (1) 市長挨拶

本日は、お忙しい中、坂東市総合教育会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、教育委員の皆様には、日頃から本市の教育行政のみならず、市政各般にわたり、ご協力を賜り重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

本会議につきましては、地方公共団体の長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるためのものです。

本日の議題は、3件ございまして、まず平成27年度12月に策定いたしました「坂東市教育に関する大綱」の今後の改定について、次に、就学前・就学後の子どもの発達支援について、最後に、教職員の働き方改革についてとさせていただきます。

教育委員の皆様や関係者の方々と十分な意思疎通を図りつつ、保健福祉部と連携して情報共有を図り、時代の流れに即した民間の活用など多面的な角度から本日の協議をしたいと考えております。是非ともみなさんからの忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

そして、この総合教育会議を通じまして、教育施策の方向性を共有し、より一層、保護者をはじめ市民の皆様の声を反映しました教育行政の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

### (2) 協 議

- ①「坂東市教育に関する大綱」の改定に向けて
- ②就学前・就学後の子どもの発達支援について
- ③教職員の働き方改革について

## 8 会議概要

### ○開 会

市長から開会の宣言がなされた。

## ○協 議

### ①「坂東市教育に関する大綱」の改定に向けて (学校教育課長より資料に基づき説明)

最初に、資料1の資料をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要になります。

中を開いてご覧ください。教育委員会制度こう変わるとありますが、こちらは平成27年4月1日から施行されました新制度の概要になります。この施行日以降に教育長が変わる場合には、すべて新制度に移行しなければならず、坂東市も施行日に教育長が変わりましたので新制度に移行いたしました。

大きな特徴といたしました、ポイントとして4つありますが今回は3つのポイントを説明させていただきます。

資料左上のポイント①にあります、新「教育長」の設置になります。上の図が従来、赤の矢印先が新制度になります。今までは図の青の教育長と黄色の教育委員長がおりましたが、新制度では教育長を議会の同意を得て首長が任命することになります。このため教育委員長は廃止され、図の緑色の新教育長が任命されることになりました。またこれに伴い、こちらの図にはありませんが教育委員の中から教育長の代理として職務代理者を選任することとされました。

右上のポイント③にあります、総合教育会議を設置についてになります。

赤い矢印先に「総合教育会議」とありますイメージ図にもありますように、本日みなさまにご出席いただいた会議になります。その右側に□が3つほどありますが、一番下の□に協議・調整事項は以下のとおりとありますように、

①教育行政の大綱の策定

②教育の条件整備などの重点的に講ずべき施策（今回の協議内容の(2)になります)

③児童・生徒などの生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置などとなっております。

新制度からは、このポイント③総合教育会議の開催と、右下のポイント④にあります、教育に関する大綱を首長が策定することが必須となりました。

資料裏面のQ & AのQ 6をご覧ください。こちらに、大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み4～5年程度のものとして定めることを想定してありますとあります。

次に、お手元に配布してあります、教育に関する大綱という資料、A4サイズで5ページからの資料になります。こちらは先ほども説明させていただきましたように、平成27年4月1日に新制度に移行したために、平成27年12月に策定したものです。2ページをご覧ください。②計画期間として平成28年度から概ね5年間としたのも、先ほどのQ 6にありました期間にもとづいております。

お手元の資料、(1)「坂東市教育に関する大綱」の改定に向けてという資料をご覧ください。

左上に教育大綱として概ね5年ということで、平成28年から令和2年までが緑の実線で期間が示されております。

当初の計画では令和3年度から新たに教育に関する大綱の改定を行う予定になりますが、現在の教育に関する大綱の課題や見直し、また、表の中段にあります、長期ビジョンや戦略プラン(4年)との整合性を図りながら、新たな教育に関する大綱を策定していきたいと考えております。そのため緑の点線のように1年間延長し、令和4年度から4年間の新しい教育に関する大綱の策定スケジュール案を今回ご提案させていただければと思います。

また、資料の一番下に記載してありますが、教育に関する大綱を坂東市では初めて策定するに当たり、本来ならば市長部局で策定するところ、教育委員会が事務局となり策定した経緯がございます。今後は坂東市の長期ビジョンや戦略プランとの整合性、横断的な取組など多角的な視野から策定できるように、市長部局が事務局となり、教育行政につきましてはもちろん教育委員会も一緒になり、総合教育会議で策定していく方

向で検討してまいりたいと考えております。

以上が説明になりますので、よろしくお願いたします。

(概要：平成27年12月に策定した「教育大綱」の改定時期と方向性については、現在の坂東市教育に関する大綱は、平成28年度から概ね5年の計画期間(令和2年度)となっているが、坂東市総合計画・ばんどう未来ビジョンとの整合性をかんがみて、改定は令和3年度中の総合教育会議で行い、第2期戦略プラン(4年)の実施時期である令和4年度からの実施としたい。

また、現在の坂東市では、「総合教育会議に関すること」の事務を教育委員会に補助執行しているが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、総合教育会議を首長が招集し、構成員の首長と教育委員会で教育大綱について協議・調整することとなっているため、市長部局が事務局となり、教育行政はもちろん教育委員会も一緒になり、総合教育会議で策定していく方向で検討してまいりたい。)

#### 【主な質疑・意見等】

(山口委員)

教育大綱の改定については、令和3年度中の総合教育会議で諮り策定していくということですね。

(学校教育課長)

はい。令和3年度中の総合教育会議で諮り策定していきます。

(井口委員)

ご説明いただいた資料にもありますように、策定者が市長ということなので、市長部局がされるのが良いのではないかと思います。

(和田委員)

長期ビジョンや戦略プランとの整合性を図るという意味では、やはりこの時期に改定するというのが適切かと考えます。

(市長)

そうですか。スケジュール的には、おおむね事務局の提案の内

容で進めていくということでもよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。結構です。

(市長)

そうですね。中身についてはどうでしょうか。改定の内容についてもこちらにあるとおりに沿う形で進めていくということでもよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。大丈夫です。

## ②就学前・就学後の子どもの発達支援について

(学校教育課長より資料に基づき説明)

資料2ページをご覧ください。

子どもの発達支援について、どのような課がどのタイミングでどのように関わっているかの概略図になっております。

就学前、就学後の大きく二つのグループになっております。年齢・学年が中央にあります。

就学前の発達支援につきましては、こども発達センター「つくし」が、就学後につきましては、こども発達センター「にじ」が中心となっておりますので、大きな二つのグループにそれぞれ入っております。

次に、中央右上の健康づくり推進課の枠をごらんください。

乳幼児相談・発達支援教室に赤のアンダーラインがあると思います。赤のアンダーラインがあるものについては、縦方向の赤の矢印、この場合ですと0歳から6歳までを対象として行っている事業という意味になります。

健康づくり推進課では、1歳6ヶ月健診、2歳児歯科検診、3歳児健診などを中心に発達の確認やスクリーニング（適性判断）を行い、支援を要するお子さんや保護者と最初に関わりを持つ機会が多い課になっております。

また、ペアレントトレーニング（親子教室）や巡回相談なども実施し

て支援しております。

その左脇にはこども課の枠があります。

6か月から年長クラスまで、認定こども園や幼稚園などに入園するお子さんに関して、介助が必要な園児につきましては介助補助員の配置、各園等への巡回相談（図では就学前のみになっておりますが、実際には18歳まで行っております）、こども課の窓口には子育て支援員を配置し、子育ての相談などで支援を行っております。

年長クラス、6歳児になりますと新たに小学校に入学するお子さんを対象に、学校教育課にて就学時健診を行います。その際に指導課にて認定こども園や幼稚園等に訪問し就学相談を行った情報をもとに健診時に立ち会っていただき、お子さんの発達状況などの確認を行っております。また、就学時健診時には保護者の方も参加していただいておりますので、保護者の方に生涯学習課で家庭教育学級を実施しております。

次に就学後の発達支援といたしましては、指導課の枠をごらんください。指導課では教育支援委員会を開催し、協議及び審議をおこない、児童生徒への早期からの一貫した教育支援・就学支援を行っております。また、介助が必要な児童に対しては介助補助員の配置を実施しております。

右側の生涯学習課の枠をごらんください。生涯学習課では、先ほどありました家庭教育学級を3ヶ月健診から中学校まで実施しております。放課後等福祉連携支援事業では、保護者、学校、放課後デイサービス事業者との連携や情報交換を行い、放課後デイサービスを利用される児童への支援を行っております。訪問型家庭教育支援事業では不登校や引きこもりなどの児童生徒の家庭を対象に家庭訪問し家庭教育支援をおこなっております。

概略図の説明は以上になりますが、就学前・就学後とグループに分けさせていただいておりますが、図のように横の枠だけではなく、もちろん縦の枠同士も情報共有や連携して発達支援を行っております。

事前に配布させていただきました資料の3ページから11ページには各課の子どもの発達支援についての事業概要や実績、課題などをまとめ

させていただいております。

各事業等につきましてのご意見、ご質問等につきましては、本日参加していただいております各担当課、各担当者にて対応をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(概要：発達支援については、教育現場の懸案事項であり保健福祉部との連携が不可欠である。就学前から早期に情報を共有しながら長期的に取り組んでいくことが、発育状況を改善し、教育現場の負担を軽減することにつながるため方向性を共有し確認していきたい。)

(学校教育課長より資料に基づき説明)

**【主な質疑・意見等】**

(田中委員)

資料を読ませていただきましたが、各課で一番の課題というものがありませんでしたら、このような機会ですのでお聞かせ願いたいと思います。

また、それについて解決できることがあればいいかと思えますし、もしもそれが難しいようなことであれば、期間をかけてでも検討しなければならないと思えますのでよろしくお願いいたします。

(市長)

田中委員からも現場の生の声をというご意見かと思えますので、日常の業務の中で提案や報告がありましたらお願いします。

(指導課長)

資料9ページをご覧ください。今年度から就学时健康診断でのスクリーニングということで指導課から指導主事を派遣し、発達支援について早い段階でお子さんの障害を把握し、できるだけ手厚い支援ができればということで今年から各学校に訪問させていただいているところです。合わせて、教育支援委員会での審議数ですが昨年度は77名、今年度は90名となっております。保護者との協議が済んでないものがあるため今年度はおおむね80名程度と見込んでおります。

また、介助補助員の配置ですが要望数44名に対して配置数24



名となっており、学級の運営としてできるだけ配置したいところですがなかなか人員が見つからないということが課題です。

（社会福祉課長）

発達支援センターづくりの課題ですが、平成25年開設時は人員配置も適正ではありましたが、その後発達支援の周知もされ現在利用されるお子さんもかなり増えてまいりました。そのような中で人員配置される職員は資格を持った者になりますが、募集をしてもなかなか集まらないというのが現実です。

また、発達支援センターにじの課題ですが、こちらも現状の人員体制では、十分な養育が難しく児童指導員の人員確保が難しいところではあります。

（こども課長）

幼稚園・こども園でも年々支援を要するお子さんが増加しており、発達支援センター、健康づくり推進課とも連携して支援をしておりますが保育士だけの対応では足りず、介護補助員を配置している状況です。また、介助補助員がどのように関わっていくかという連携などが課題となっております。

（健康づくり推進課）

健康診査、発達支援教室等において、問診による発達相談を実施し必要に応じて養育指導を発達支援センターづくりに依頼しますが、指導員不足により11月以降は新規の受け入れが困難な状況となっております。

（生涯学習課）

放課後等福祉連携支援事業については、福祉部門との更なる連携を図る必要があると考えています。今後、公立である発達支援センターが、学校と放課後デイサービス事業所等の政策の中心的な組織を担っていくということを人的配置の点からも検討していただければと思います。

（市長）

はい。以上現場の声のということで、発言がありましたが、何かご

ございますでしょうか。

(田中委員)

いろいろな課題を聞くことができました。これをもとに各課で情報を共有、連携してやっていく必要があると感じました。

(井口委員)

生涯学習課長からもありました、放課後デイサービスを利用しているお子さんはとても多く、学校内また園の中では、介助補助員の方にみていただいていると思いますが、それ以外のいろいろな場面でも時間を共有し子どもたちは成長しているので、親密なコミュニケーションを各部門間で図っていただいて、対象となる子どもたちだけを考えるのではなく、社会全体の中で知っていただくというような幅広い切れ目のない連携が必要だと感じました。それから、人員不足というような仕事に当たってくださるような方が見つからないということですが、やはり給与のことや、時間が長時間になってしまうことで拘束されてしまうなど条件が厳しいので、うまく複数の人でローテーションしながら行うなど難しい問題ではありますが、今は人員確保というところに集約されてしまいますので皆で考えていかなければならないのかと思います。

(市長)

予算の確保ができていてもなかなか勤務についていただける方が見つからないという状況もありますので、委員の方々にも各部署の情報共有の場に加わっていただいて、お知り合いの方々を紹介していただくなどお願いできればと思います。

(山口委員)

実際に支援事業所の近くを通りかかりますと、いつも保護者送迎で駐車場はいっぱいになっています。発達支援の必要な子どもたちが増加して、指導者の人数が少ないことが大きな課題になろうかと思っています。時代がそうさせているのかもしれませんが何とか早急に解決できたらなといつも感じています。

(井口委員)

お聞きしたいことがありますして、ハンドブック「にじのかけはし」ですが現状の取扱いについて配布するだけなのか、またそれを広めるために説明をしているのか教えてください。

また、資料2ページの就学後の訪問型家庭教育支援事業で高校生のことが書いてありましたが、現状高校生に対する支援はどこまで周知できて利用者がいるのかどうか教えてください。

(生涯学習課長)

まず「にじのかけはし」ですが、作成したのち校長会、教頭会、教務主任会におきまして説明をしています。あわせて各小学校と事業者には配布しておりますが、具体的な指導のレクチャー等の取組みはできていないという状況ですので、今後はその点をやっていこうという内部での協議が進んでいるところです。

また、訪問型家庭教育支援事業は高校生までとなっておりますが、中学校3年間の支援を継続して卒業されたお子さんもいらして、支援員さんの取組みの中で経過として観察していきたいということがございまして、現在の高校生に対しても同じように訪問をしながら観察しているというのが実状です。

(井口委員)

継続的に卒業したから終わりではなくて、ということですね。

(和田委員)

先ほど学校の介助補助員不足の話がありましたが、言語や情緒通級の先生を活用するとか養護の先生にお願いするということはいかがなものでしょうか。

(指導課長)

学校の規模にもよりますが、特別支援学級の先生が各教室に行って指導したりあるいは、寄り添って指導したりということは現状でも行っております。特に養護教諭、特別支援学級の先生方については専門的な仕事もございまして全ての時間を支援できるということもできませんので、介助員としての寄り添い方を含めて検討しつつ人員の配置を進めていきたいと考えております。

### ③教職員の働き方改革について

(指導課長より資料に基づき説明)

資料の12ページをご覧ください。③の平成30年9月から実施しております給食費口座振替対応によって、保護者、学校事務職員の負担軽減が大きく図られました。また、現金を取り扱うことがなくなったことから徴収集金時の事故の発生がなくなりました。④の平成30年4月から導入している出退勤管理システムにつきましては、資料14ページにあります、勤務時間の管理及び教職員の勤務時間に関する意識改革を進めるうえで、重要な数値となっております。ただ一般職員については、特に中学校での課題が多く学校閉庁日の実施や坂東市で作成している部活動の運営方針、各学校の運営方針に示されている活動時間の設定を重視することによって勤務時間の改善が図られるよう積極的に働きかけをしていくところです。さらに資料13ページにありますように今年度、働き方改革検討委員会を設置いたしました。7月に第1回を開催し今後も2回の開催を予定しております。

(概要：介護補助員等のスタッフ不足、部活動方針について、時間外の留守番電話の設置等について協議し今後の改革につなげたい。)

#### 【主な質疑・意見等】

(和田委員)

働き方改革も徐々に進んでいるかと思いますが、意見として各学校にエアコンが入りましたので、夏休みを短くし普段余裕を持たせ取り組めるようにするとか、2学期制にするとか学校管理規則の改正等もありますが、検討してもいいのかと思います。

(井口委員)

資料13ページの各学校の行事の削減について、もちろん先生方の働き方改革は、意識の改革をしてできる限り子どもたちにゆとりを持って指導にあたっていただくためのいろいろな施策だと思いますが、子どもたちが行事やイベントの中で成長していくひとつひとつ

つがすごく大事なものだと思います。子どもたちや保護者への啓蒙がとても大事になってくるとは思います。各学校長さんの責任でやっていたかということなのでしょう。

(指導課長)

各学校の行事に関しましては、学校長、PTA、地域の関係もありますのでその中で学校が決めていきます。委員さんがおっしゃったように子どもたちにとってはひとつひとつ成長のために大事な行事になることから、地域や子どもたちの実態と教職員の働き方改革と、ひとつの行事をなくすとか削減するとかではなく、中身をより充実し質を高めていくとか時間を短くするとか、少しずつの改革あるいは、工夫を進めていけばいいのかと考えております。このようにいろいろなご意見をお聞かせいただきながら学校と検討してまいりたいと思います。

(井口委員)

このようなお話しをしたのは、今まであったものがなくなるというのは保護者感覚では、どうして急になくなってしまったの。というように、どうしても何かを変えるというときは、必ずでてくるものなので、知らないうちに決まっていた納得できないということがないようにPTAとの連携をしたうえで、子どもたちをがっかりさせないように保護者やPTA役員さんと一緒になって考えていく、一度にではなく徐々に変えるとか、ともすると働き方改革が先導というような捉えられ方をされてしまわないように、保護者への説明をより丁寧に細やかに配慮し、またPTAとしっかり連携をとっていただきたいです。とても必要なことだと思います。

(教育長)

指導課長から中学校の部活動の改善について聞かせてください。

(指導課長)

働き方改革で直接関わるところで、中学校の先生の勤務時間が長い、あるいは運動部の運営方針ということが全国的な課題でもあり、これは県からの指導でもありますが、坂東市では昨年度から各中学

校の部活動の運営方針が提出されております。現在のところ部活動の休養日として学期中は週当たり2日以上休養日を設定する、長期休業中は学期中の休業日に準じた休養日の設定をする、1日目は土日のどちらか2日目は月曜日を完全休養日とすることになっております。1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度、長期休業日は休業日に準じた時間とするという設定をしております。

(市長)

ありがとうございました。各委員のみなさまには大変貴重なご意見を賜りながら予定させていただいた協議事項につきましては、すべて終了させていただきます。今後とも皆さま方から逐次ご意見等をいただき教育の課題等について協議させていただければと思います。本日のいろいろなやりとりの中で共通認識を持ち情報を共有するということが、ひとつのキーワードのような気がしますので今後ともどうぞよろしくお願い申し上げまして進行を事務局に戻します。

(山口委員)

最後によろしいでしょうか。以前、生子菅小学校と弓馬田小学校のプールが故障して使用できず、限られた時間で移動し市民プールで授業を行うということがありましたが、プールの改修が終了して、おらが学校のプールで教育を受けられるようになったことは本当に良かったと思います。ありがとうございました。

○閉 会

事務局から閉会の宣言がなされた。